

合気道 山口祥和会 規約

第1条（名 称）

この会は、福岡市に本部道場を置く「合気道 祥平塾」の傘下道場として 2006 年（平成 18 年）3 月 24 日に発足し、「合気道 山口祥和会」と称する。（以下「本会」と云う）

第2条（目 的）

「合気道は心身を鍛錬し、至誠の人をつくることを目的とする」

本会はこの目的に従い稽古を通して心身の錬成を図り、市井に生きる良き市民たることを目標とし、また青少年については、その心身の健全な育成を図ることを目標とする。

第3条（活 動）

本会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 合気道の稽古
- (2) 合気道昇級・昇段審査の受験
- (3) 合同稽古、研鑽稽古会、昇級・昇段審査の主催
- (4) 他の合気道団体との合同稽古及び演武会への参加

第4条（会 員）

本会の会員は原則として小学生以上の男女を対象とし、代表に入会を許可された者により構成される。

第5条（役員・任務）

本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|-----|-----------------------|
| (1) 代 表 | 1 名 | ・・・ | 会を代表し、会務を統括する。 |
| (2) 副代表 | 1 名 | ・・・ | 代表を補佐し、代表不在時は代わりを務める。 |
| (3) 指導員 | 若干名 | ・・・ | 代表により任命され、稽古を指導する。 |
| (4) 事務局 | 若干名 | ・・・ | 会の運営事務を処理する。 |

第6条（退 会）

会員は、身体的・精神的な事由、あるいは仕事上・生活上の事由等により、代表の承認を得て退会することができる。あるいは連絡無く 2ヶ月以上稽古等を休んだ場合は、自動的に退会したものとみなす。また会員本人の言動等が本会の目的や活動に反するような事があれば、代表は該当会員を退会させる事ができる。

第7条（会 費）

会員は、月会費 1,000 円を納めることとする。

（但し初月度のみ「スポーツ安全保険」費として、大人 1,850 円、中学生以下 800 円を加算するものとするが、1 月以降に入会する者については任意とする）

（付則） この規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行